

大分県 公園緑地工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文(H29.10)						新条文(R4.10)						改定理由								
編	章	節	条	項	項以下 編集節条 (項目見出し)	編	章	節	条	項	項以下 編集節条 (項目見出し)		新条文							
1	0	0	0	1	第1章	1	0	0	0	1	第1章	1	0	0	0	1	第1章	基盤整備		
1	2	0	0	1	第2節	1	2	0	0	1	第2節	1	2	0	0	1	第2節	摘要すべき諸基準		
1	2	0	0	2		1	2	0	0	2		1	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。	
1	2	0	0	3		1	2	0	0	3		1	2	0	0	3		日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書(平成28年度版)(平成28年6月)	日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書(令和元年7月)	国土交通省に準じた改訂
1	2	0	0	4		1	2	0	0	4		1	2	0	0	4		日本道路協会 道路土工一施工指針(平成21年6月)	日本道路協会 道路土工一施工指針(平成21年6月)	
1	2	0	0	5		1	2	0	0	5		1	2	0	0	5		日本道路協会 道路土工要綱(平成21年6月)	日本道路協会 道路土工要綱(平成21年6月)	
1	2	0	0	6		1	2	0	0	6		1	2	0	0	6		日本道路協会 道路土工一軟弱地盤対策工指針(平成24年度版)(平成24年8月)	日本道路協会 道路土工一軟弱地盤対策工指針(平成24年8月)	国土交通省に準じた改訂
1	2	0	0	7		1	2	0	0	7		1	2	0	0	7		日本道路協会 道路土工一盛土工指針(平成22年度版)(平成22年4月)	日本道路協会 道路土工一盛土工指針(平成22年4月)	国土交通省に準じた改訂
1	2	0	0	8		1	2	0	0	8		1	2	0	0	8		日本道路協会 道路土工一切土工・斜面安定工指針(平成21年6月)	日本道路協会 道路土工一切土工・斜面安定工指針(平成21年6月)	
1	2	0	0	9		1	2	0	0	9		1	2	0	0	9		日本道路協会 道路土工一擁壁工指針(平成24年度版)(平成24年3月)	日本道路協会 道路土工一擁壁工指針(平成24年3月)	国土交通省に準じた改訂
1	2	0	0	10		1	2	0	0	10		1	2	0	0	10		日本道路協会 道路土工一カルバート工指針(平成21年度版)(平成22年3月)	日本道路協会 道路土工一カルバート工指針(平成22年3月)	国土交通省に準じた改訂
1	2	0	0	11		1	2	0	0	11		1	2	0	0	11		日本道路協会 道路土工一仮設構造物工指針(平成11年3月)	日本道路協会 道路土工一仮設構造物工指針(平成11年3月)	
1	2	0	0	12		1	2	0	0	12		1	2	0	0	12		日本緑化センター 植栽基盤整備技術マニュアル(平成21年4月)	日本緑化センター 植栽基盤整備技術マニュアル(平成25年12月)	
1	2	0	0	13		1	2	0	0	13		1	2	0	0	13		土木研究センター 補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル(平成11年12月)	土木研究センター 補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル(平成26年8月)	
1	2	0	0	14		1	2	0	0	14		1	2	0	0	14		土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル(平成25年12月)	土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル(平成25年12月)	
1	2	0	0	15		1	2	0	0	15		1	2	0	0	15		土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル(平成26年8月)	土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル(平成26年8月)	
												1	2	0	0	16		国土交通省 道路土工構造物技術基準・同解説(平成29年3月)	国土交通省に準じた改訂	
1	2	0	0	16		1	2	0	0	16		1	2	0	0	16		国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱(平成14年5月)	国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱(平成14年5月)	
1	2	0	0	17		1	2	0	0	17		1	2	0	0	17		建設省 都市緑化における下水汚泥の施用指針(平成7年9月)	建設省 都市緑化における下水汚泥の施用指針(平成7年9月)	
1	2	0	0	18		1	2	0	0	18		1	2	0	0	18		国土開発技術 河川土工マニュアル(平成21年度版)(平成21年4月)	国土開発技術 河川土工マニュアル(平成21年度版)(平成21年4月)	
1	2	0	0	19		1	2	0	0	19		1	2	0	0	19		土木研究センター 建設発生土利用技術マニュアル(平成16年9月)	土木研究センター 建設発生土利用技術マニュアル(平成25年12月)	国土交通省に準じた改訂
1	2	0	0	20		1	2	0	0	20		1	2	0	0	20		全日本建設技術協会 土木構造物標準設計 第2巻-擁壁工-(平成12年9月)	全日本建設技術協会 土木構造物標準設計 第2巻-擁壁工-(平成12年9月)	
1	2	0	0	21		1	2	0	0	21		1	2	0	0	21		地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説(平成24年5月)	地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説(平成24年5月)	
1	2	0	0	22		1	2	0	0	22		1	2	0	0	22		全国特定法面保護協会 のり砕工の設計施工指針(平成25年10月)	全国特定法面保護協会 のり砕工の設計施工指針(平成25年10月)	
1	2	0	0	23		1	2	0	0	23		1	2	0	0	23		建設省 土木構造物設計マニュアル(案)[土木構造物・橋梁編](平成11年11月)	国土交通省 土木構造物設計マニュアル(案)[土木構造物・橋梁編](平成11年11月)	国土交通省に準じた改訂
1	2	0	0	24		1	2	0	0	24		1	2	0	0	24		建設省 土木構造物設計マニュアル(案)に係わる設計・施工の手引(案)[ボックスカルバート・擁壁編](平成11年11月)	国土交通省 土木構造物設計マニュアル(案)に係わる設計・施工の手引(案)[ボックスカルバート・擁壁編](平成11年11月)	国土交通省に準じた改訂
1	2	0	0	25		1	2	0	0	25		1	2	0	0	25		国土交通省 土木構造物設計マニュアル(案)[樋門編](平成13年12月)	国土交通省 土木構造物設計マニュアル(案)[樋門編](平成13年12月)	
1	2	0	0	26		1	2	0	0	26		1	2	0	0	26		国土交通省 土木構造物設計マニュアル(案)に係わる設計・施工の手引き(案)(樋門編)(平成13年12月)	国土交通省 土木構造物設計マニュアル(案)に係わる設計・施工の手引き(案)(樋門編)(平成13年12月)	
1	2	0	0	27		1	2	0	0	27		1	2	0	0	27		国土交通省 建設汚泥処理土利用技術基準(平成18年6月)	国土交通省 建設汚泥処理土利用技術基準(平成18年6月)	
1	2	0	0	28		1	2	0	0	28		1	2	0	0	28		国土交通省 発生土利用基準(平成18年6月)	国土交通省 発生土利用基準(平成18年6月)	

大分県 公園緑地工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文(H29.10)						新条文(R4.10)						改定理由		
編	章	節	条	項	項以下 編集節条 (項目見出し)	編	章	節	条	項	項以下 編集節条 (項目見出し)		新条文	
	1	2	0	0	29		1	2	0	0	30			
						国土交通省 東日本大震災からの復興に係る公園緑地整備に関する技術的指針 (平成24年 3月)						国土交通省 東日本大震災からの復興に係る公園緑地整備に関する技術的指針 (平成24年 3月)		
	1	3	0	0	1	第3節		1	3	0	0	1	第3節	
						敷地造成工						敷地造成工		
	1	3	8	0	1	1-3-8		1	3	7	0	1	1-3-7	
						法面整形工						法面整形工		
	1	3	8	0	2			1	3	7	0	2		国土交通省に準じた改訂
						法面整形工の施工については、第1編2-4-5法面整形工の規定による。						法面整形工の施工については、第1編2-3-5及び2-4-5法面整形工の規定による。		
	1	5	0	0	1	第5節		1	5	0	0	1	第5節	
						植栽基盤工						植栽基盤工		
	1	5	2	0	1	1-5-2		1	5	2	0	1	1-5-2	
						材 料						材 料		
	1	5	2	2	1			1	5	2	2	1		
						土性改良工で使用する土壌改良材については、以下の規格に合格したものまたは、これと同等品以上の品質を有するものとし、施工前に品質を証明する資料を作成し、監督員に提出しなければならない。						土性改良工で使用する土壌改良材については、以下の規格に合格したものまたは、これと同等品以上の品質を有するものとし、施工前に品質を証明する資料を作成し、監督員に提出しなければならない。		
	1	5	2	2	2	(1)		1	5	2	2	2	(1)	
						土壌改良材については、それぞれ本来の粒状・粉状・液状の形状を有し、異物及びきょう雑物の混入がなく、変質していないものとする。また、それぞれの品質に適した包装あるいは容器に入れてあり、包装あるいは容器が損傷していないものとする。						土壌改良材については、それぞれ本来の粒状・粉状・液状の形状を有し、異物及びきょう雑物の混入がなく、変質していないものとする。また、それぞれの品質に適した包装あるいは容器に入れてあり、包装あるいは容器が損傷していないものとする。		
	1	5	2	2	3	(2)		1	5	2	2	3	(2)	
						無機質土壌改良材については不純物を含まないものとする。						無機質土壌改良材については不純物を含まないものとする。		
								1	5	2	2	4	(3)	国土交通省に準じた改訂
												有機質土壌改良材(針葉樹皮改良材)については、針葉樹の樹皮が分解しやすい性質を利用し、樹皮に加工を施して改良材としたもので、有害物が混入していないものとする。		
	1	5	2	2	4	(3)		1	5	2	2	5	(4)	国土交通省に準じた改訂
						有機質土壌改良材(バーク堆肥)については、樹皮に発酵菌を加えて完熟させたもので、有害物が混入していないものとする。						有機質土壌改良材(バーク堆肥)については、広葉樹又は針葉樹の樹皮に発酵菌を加えて完熟させたもので、有害物が混入していないものとする。なお、未熟なバーク堆肥を用いると窒素欠乏による生育阻害をおこす恐れがあるので注意しなければならない。		
	1	5	2	2	5	(4)		1	5	2	2	6	(5)	
						有機質土壌改良材(泥炭系)については、泥炭類であるピートモス、ピートを主としたもので、有害物が混入していないものとする。						有機質土壌改良材(泥炭系)については、泥炭類であるピートモス、ピートを主としたもので、有害物が混入していないものとする。		
	1	5	2	2	6	(5)		1	5	2	2	7	(6)	
						有機質土壌改良材(下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料(下水汚泥コンポスト))については、下水汚泥を単独あるいは植物性素材とともに発酵させたものとし、有害物が混入していないものとする。						有機質土壌改良材(下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料(下水汚泥コンポスト))については、下水汚泥を単独あるいは植物性素材とともに発酵させたものとし、有害物が混入していないものとする。		
	1	5	2	2	7	(6)		1	5	2	2	8	(7)	国土交通省に準じた改訂
						バーク堆肥、泥炭系及び下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料(下水汚泥コンポスト)以外の有機質土壌改良材については、有害物が混入していないものとする。						針葉樹皮改良材、バーク堆肥、泥炭系及び下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料(下水汚泥コンポスト)以外の有機質土壌改良材については、有害物が混入していないものとする。		
	1	5	2	2	8	(7)		1	5	2	2	9	(8)	国土交通省に準じた改訂
						受注者は、設計図書に示された支給品を用いる場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。						受注者は、設計図書に示された支給品を用いるものとするが、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。		
	1	5	7	0	1	1-5-7		1	5	7	0	1	1-5-7	
						人工地盤工						人工地盤工		
	1	5	7	1	1	1.		1	5	7	1	1	1.	国土交通省に準じた改訂
						受注者は、防水の施工については、公共建築工事標準仕様書(建築工事編)第9章防水工事及び公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)第3章防水工事の規定による。						受注者は、防水の施工については、「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(国土交通省、平成31年4月)9章防水工事及び「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)」(国土交通省、平成31年4月)3章防水改修工事、9章環境配慮改修工事の規定による。		
	1	6	0	0	1	第6節		1	6	0	0	1	第6節	
						法 面 工						法 面 工		
	1	6	1	0	1	1-6-1		1	6	1	0	1	1-6-1	
						一般事項						一般事項		
	1	6	1	1	1	1.		1	6	1	1	1	1.	
						本節は、法面工として法面ネット工、植生工、法枠工、編柵工、かご工その他これらに類する工種について定める。						本節は、法面工として法面ネット工、植生工、法枠工、編柵工、かご工その他これらに類する工種について定める。		

大分県 公園緑地工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文 (H29.10)						新条文 (R4.10)						改定理由		
編	章	節	条	項	項以下 編集節条 (項目見出し)	編	章	節	条	項	項以下 編集節条 (項目見出し)		新条文	
1	6	1	2	1	2.	1	6	1	2	1	2.	受注者は法面の施工にあたって、「道路土工一切土工・斜面安定工指針のり面工編、斜面安定工編」(日本道路協会、平成21年6月)、「道路土工一盛土工指針5-6 盛土のり面の施工」(日本道路協会、平成22年4月)、「のり枠工の設計・施工指針第8章吹付枠工、第9章プレキャスト枠工、第10章現場打ちコンクリート枠工、第11章中詰工」(全国特定法面保護協会、平成25年10月)及び「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工」(地盤工学会、平成24年5月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	受注者は法面の施工にあたって、「道路土工一切土工・斜面安定工指針のり面工編、斜面安定工編」(日本道路協会、平成21年6月)、「道路土工一盛土工指針」(日本道路協会、平成22年4月)5-6 盛土のり面の施工、「のり枠工の設計・施工指針」(全国特定法面保護協会、平成25年10月)第8章吹付枠工、第9章プレキャスト枠工、第10章現場打ちコンクリート枠工、第11章中詰工及び「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説」(地盤工学会、平成24年5月)第7章施工の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	国土交通省に準じた改訂
1	7	0	0	1	第7節	1	7	0	0	1		軽量盛土工		
1	7	1	0	1	1-7-1	1	7	1	0	1		一般事項		
1	7	1	0	2		1	7	1	0	2		本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。	国土交通省に準じた改訂	
						1	7	2	0	1	1-7-2	作業土工(床掘り・埋戻し)	国土交通省に準じた改訂	
						1	7	2	0	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3 作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。	国土交通省に準じた改訂	
1	7	2	0	1	1-7-2	1	7	3	0	1	1-7-3	軽量盛土工		
1	7	2	0	2		1	7	3	0	2		軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土工の規定による。		
1	8	0	0	1	第8節	1	8	0	0	1	第8節	擁壁工		
1	8	1	0	1	1-8-1	1	8	1	0	1	1-8-1	一般事項		
1	8	1	1	1	1.	1	8	1	1	1	1.	本節は、擁壁工として作業土工(床掘り・埋戻し)、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工、補強土壁工、コンクリートブロック工、石積工、土留め工その他これらに類する工種について定める。		
1	8	1	2	1	2.	1	8	1	2	1	2.	受注者は、擁壁工の施工にあたっては、「道路土工一擁壁工指針 5-11・6-10 施工一般」(日本道路協会、平成24年7月)及び「土木構造物標準設計第2巻 解説書4.3 施工上の注意事項」(全日本建設技術協会、平成12年9月)の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	国土交通省に準じた改訂	
1	8	8	0	1	1-8-8	1	8	8	0	1	1-8-8	石積工		
1	8	8	15	1	15.							雑割石張は雑割石を用いた石張で、雑石張は雑石を用いた石張のこととする。	国土交通省に準じた改訂	
1	8	8	16	1	16.	1	8	8	16	1	15.	受注者は、石積高さ調整の施工については、設計図書に示された仕上がり高になるように施工しなければならない。		
1	10	4	0	1	1-10-4	1	10	4	0	1	1-10-4	樹木伐採・抜根工		
1	10	4	1	1	1.	1	10	4	1	1	1.	受注者は、高木伐採、中低木伐採及び枯損木処理の施工については、樹木の幹を現況地盤際で切断し、建設発生木材として処分しなければならない。また、建設発生木材を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。		
1	10	4	2	1	2.	1	10	4	2	1	2.	受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を発注者に提出しなければならない。		
1	10	4	3	1	3.	1	10	4	3	1	3.	受注者は、高木抜根、中低木伐根の施工については、根株を切断、掘取りのうえ撤去し、根株を掘り取った穴は、土砂で埋戻さなければならない。		
						1	10	5	0	1	1-10-5	工事支障木対策工		

大分県 公園緑地工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文(H29.10)						新条文(R4.10)						改定理由	
編	章	節	条	項	項以下 編集節条 (項目見出し)	編	章	節	条	項	項以下 編集節条 (項目見出し)		新条文
							1	10	5	1	1	1.	受注者は、枝落ちの施工については、樹木の性状や生育状況、周辺状況に応じた方法を選択し、将来の枝葉の生育方向を見込んで行き、切除する位置や角度、順序に特に注意しなければならない。
							1	10	5	2	1	2.	支障枝剪定の施工については、以下の各号の規定による。
							1	10	5	2	2	(1)	園路、広場や車道の通行等に支障をおよぼす枝、隣接地へ侵入している越境枝、架線、照明施設への障害枝等を剪定する。
							1	10	5	2	3	(2)	健全枝、周辺樹木、施設等を損傷しないよう注意して実施し、必要に応じて保護対策を講じなければならない。
							1	10	5	2	4	(3)	支障枝の除去にあたっては、監督職員と協議のうえで、樹形の乱れを最小限にとどめる範囲で行わなければならない。
							1	10	5	3	1	3.	中低木移植の施工については2-4-6 中低木移植工の規定による。
							1	10	5	4	1	4.	樹木運搬の施工については2-4-4 高木移植工の規定による。
							1	10	5	5	1	5.	中木刈込の施工については、3-4-4 中木刈込工の規定による。
							1	10	5	6	1	6.	低木刈込の施工については、3-4-5 低木刈込工の規定による。
1	10	5	0	1	1-10-5	発生材再利用工	1	10	5	0	1	1-10-6	発生材再利用工
1	10	5	1	1		受注者は、発生材再利用工の施工については、設計図書によるものとするが、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	1	10	5	1	1		受注者は、発生材再利用工の施工については、設計図書によるものとするが、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
2	0	0	0	1	第2章	植栽	2	0	0	0	1	第2章	植栽
2	2	0	0	1	第2節	摘要すべき諸基準	2	2	0	0	1	第2節	摘要すべき諸基準
2	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。	2	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。
2	2	0	0	3		日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書(平成28年度版)(平成28年6月)	2	2	0	0	3		日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書(令和元年8月)
2	3	0	0	1	第3節	植栽工	2	3	2	0	1	第3節	植栽工
2	3	2	0	1	2-3-2	材 料	2	3	2	1	1	2-3-2	材 料
2	3	2	1	1		1. 樹木は、「国土交通省公共用緑化樹木等品質寸法規格基準(案)」の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。	2	3	2	1	1	1.	樹木は、「公共用緑化樹木等品質寸法規格基準(案)」(国土交通省、平成21年2月)
2	3	2	8	1		8. 薬剤は、病害虫・雑草の防除及び植物の生理機能の増進または抑制のため、あるいはこれらの展着剤として使用するもので、下記の事項に適合したものとする。	2	3	2	8	1	8.	薬剤は、病害虫・雑草の防除及び植物の生理機能の増進または抑制のため、あるいはこれらの展着剤として使用するもので、下記の事項に適合したものとする。
2	3	2	8	2		(1) 薬剤は、農薬取締法(昭和23年、法律第82号)に基づくものでなければならない。	2	3	2	8	2	(1)	薬剤は、農薬取締法(平成30年、法律第53号)に基づくものでなければならない。
2	3	14	0	1	2-3-14	壁面緑化施設工	2	3	14	0	1	2-3-14	壁面緑化施設工
2	3	14	5	1		5. 請負書は、壁面緑化設備の施工については、設計図書による。なお、特に定めのない事項については公共建築標準仕様書(機械衛生設備工事編、電気設備工事編)の規定による。	2	3	14	5	1		5. 受注者は、壁面緑化設備の施工については、設計図書による。なお、特に定めのない事項については「公共建築標準仕様書(機械衛生設備工事編)」(国土交通省、平成31年4月)及び「公共建築標準仕様書(電気設備工事編)」(国土交通省、平成31年4月)の規定による。
2	4	0	0	1	第4節	移植工	2	4	0	0	1	第4節	移植工
2	4	9	0	1	2-4-9	樹名板工	2	4	9	0	1	2-4-9	樹名板工
2	4	9	0	2		樹名板工の施工については、2-3-2材料の規定による。	2	4	9	0	2		樹名板工の施工については、2-3-11 樹名板工の規定による。
2	4	10	0	1	2-4-10	根囲い保護工	2	4	10	0	1	2-4-10	根囲い保護工
2	4	10	0	2		根囲い保護工の施工については、2-3-2材料の規定による。	2	4	10	0	2		根囲い保護工の施工については、2-3-12 根囲い保護工の規定による。
							3	0	0	0	1	第3章	緑地育成

大分県 公園緑地工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文 (H29.10)						新条文 (R4.10)						改定理由		
編	章	節	条	項	項以下 編集節条 (項目見出し)	編	章	節	条	項	項以下 編集節条 (項目見出し)		新条文	
3	0	0	0	1	第4章	施設整備	4	0	0	0	1	第4章	施設整備	
3	2	0	0	1	第2節	摘要すべき諸基準	4	2	0	0	1	第2節	摘要すべき諸基準	
3	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。	4	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。	
3	2	0	0	3		国土交通省 都市公園移動等円滑化基準 (平成18年12月)	4	2	0	0	3		国土交通省 都市公園移動等円滑化基準 (平成18年12月)	
3	2	0	0	4		国土交通省 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂版】(平成24年3月)	4	2	0	0	4		国土交通省 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂第2版】(令和4年3月)	
3	2	0	0	5		日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書(平成28年度版)(平成28年6月)	4	2	0	0	5		日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書 (令和元年7月)	国土交通省に準じた改訂
3	2	0	0	6		日本公園緑地協会 ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインの解説 (平成20年2月)	4	2	0	0	6		日本公園緑地協会 ユニバーサルデザインによる みんなのための公園づくり(改訂版)都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン(改訂版)の解説 (平成29年3月)	国土交通省に準じた改訂
3	2	0	0	7		国土技術政策総合研究所 防災公園計画・設計ガイドライン(案)(改訂版)(平成27年9月)	4	2	0	0	7		国土技術政策総合研究所 防災公園計画・設計・管理運営ガイドライン(案)(改訂第2版)(平成29年9月)	
3	2	0	0	8		国土交通省 都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂第2版)(平成20年8月)	4	2	0	0	8		国土交通省 都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂第2版)(平成26年6月)	国土交通省に準じた改訂
							4	2	0	0	9		国土交通省 都市公園における遊具の安全確保に関する指針(別編:子どもが利用する可能性のある健康器具系施設)(平成26年6月)	国土交通省に準じた改訂
3	2	0	0	9		日本公園施設業協会 遊具の安全に関する基準JPFA-SP-S:2014(平成26年6月)	4	2	0	0	10		日本公園施設業協会 遊具の安全に関する基準JPFA-SP-S:2014(平成26年6月)	
3	2	0	0	10		文部科学省 国土交通省 プールの安全標準指針 (平成19年3月)	4	2	0	0	11		文部科学省 国土交通省 プールの安全標準指針 (平成19年3月)	
3	2	0	0	11		日本下水道協会 下水道施設計画・設計指針と解説2009版(平成21年10月)	4	2	0	0	12		日本下水道協会 下水道施設計画・設計指針と解説2019版(令和元年9月)	国土交通省に準じた改訂
3	2	0	0	12		日本電気協会 内線規程 (平成17年)	4	2	0	0	13		日本電気協会 内線規程 (平成28年9月)	国土交通省に準じた改訂
3	2	0	0	13		日本道路協会 道路土工一施工指針 (平成21年7月)	4	2	0	0	14		日本道路協会 道路土工要領 (平成21年7月)	国土交通省に準じた改訂
3	2	0	0	14		日本道路協会 道路土工一排水工指針 (昭和62年6月)	4	2	0	0	15			国土交通省に準じた改訂
3	2	0	0	15		全日本建設技術協会 土木構造物標準設計 第2巻(平成12年9月)	4	2	0	0	16		全日本建設技術協会 土木構造物標準設計 第2巻(平成12年9月)	
3	2	0	0	16		日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説 (平成22年1月)	4	2	0	0	17		日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説(平成22年1月)	
3	2	0	0	17		インターロッキングブロック協会 インターロッキングブロック舗装設計施工要領(平成19年3月)	4	2	0	0	18		インターロッキングブロック協会 インターロッキングブロック舗装設計施工要領(平成29年3月)	
3	2	0	0	18		日本道路協会 視覚障害者用誘導ブロック設置指針・同解説(昭和60年9月)	4	2	0	0	19		日本道路協会 視覚障害者用誘導ブロック設置指針・同解説(昭和60年9月)	
3	2	0	0	19		日本道路協会 舗装再生便覧(平成22年度版)(平成22年12月)	4	2	0	0	20		日本道路協会 舗装再生便覧(平成22年12月)	国土交通省に準じた改訂
3	2	0	0	20		日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成19年6月)	4	2	0	0	21		日本道路協会 舗装調査・試験法便覧(平成31年4月)	国土交通省に準じた改訂
3	2	0	0	21		日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説 (平成19年10月)	4	2	0	0	22		日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説(平成19年10月)	
3	2	0	0	22		日本道路協会 視線誘導標設置基準・同解説 (昭和59年10月)	4	2	0	0	23		日本道路協会 視線誘導標設置基準・同解説(昭和59年10月)	
3	2	0	0	23		日本道路協会 道路反射鏡設置指針 (昭和55年12月)	4	2	0	0	24		日本道路協会 道路反射鏡設置指針(昭和55年12月)	
3	2	0	0	24		国土交通省 防護柵の設置基準の改定について (平成16年3月)	4	2	0	0	25		国土交通省 防護柵の設置基準の改定について(平成16年3月)	

大分県 公園緑地工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文(H29.10)						新条文(R4.10)						改定理由		
編	章	節	条	項	項以下 編集節条 (項目見出し)	編	章	節	条	項	項以下 編集節条 (項目見出し)		新条文	
	3	2	0	0	25	日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成20年1月)		4	2	0	0	26	日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 /ボラードの設置便覧 (令和3年3月)	国土交通省に準じた改訂
								4	2	0	0	27	日本みち研究所 補訂版 道路のデザイン-道路デザイン指針(案)とその解説 (平成29年10月)	国土交通省に準じた改訂
								4	2	0	0	28	日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)	国土交通省に準じた改訂
	3	2	0	0	26	日本道路協会 道路標識設置基準・同解説 (昭和62年1月)		4	2	0	0	29	日本道路協会 道路標識設置基準・同解説 (令和2年4月)	国土交通省に準じた改訂
	3	2	0	0	27	建設省 道路附属物の基礎について (昭和50年7月)		4	2	0	0	30	建設省 道路附属物の基礎について (昭和50年7月)	
	3	2	0	0	28	日本道路協会 駐車場設計・施工指針・同解説 (平成4年11月)		4	2	0	0	31	日本道路協会 駐車場設計・施工指針・同解説 (平成4年11月)	
	3	2	0	0	29	全日本建設技術協会 土木工事安全施工技術指針 (平成22年4月)		4	2	0	0	32	全日本建設技術協会 土木工事安全施工技術指針 (平成22年4月)	
	3	2	0	0	30	日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説 (昭和54年1月)		4	2	0	0	33	日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説 (昭和54年1月)	
	3	2	0	0	31	日本道路協会 アスファルト混合所便覧 (平成8年10月)		4	2	0	0	34	日本道路協会 アスファルト混合所便覧 (平成8年10月)	
	3	2	0	0	32	日本道路協会 透水性舗装ガイドブック2007 (平成19年3月)		4	2	0	0	35	日本道路協会 透水性舗装ガイドブック2007 (平成19年3月)	
								4	2	0	0	36	日本道路協会 舗装設計便覧 (平成18年2月)	国土交通省に準じた改訂
	3	2	0	0	33	日本道路協会 舗装施工便覧 (平成18年2月)		4	2	0	0	37	日本道路協会 舗装施工便覧 (平成18年2月)	
	3	2	0	0	34	日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説 (平成13年9月)		4	2	0	0	38	日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説 (平成13年9月)	
	3	2	0	0	35	日本道路協会 舗装設計施工指針 (平成18年2月)		4	2	0	0	39	日本道路協会 舗装設計施工指針 (平成18年2月)	
	3	2	0	0	36	日本道路協会 自転車道等の設計基準解説 (昭和49年10月)		4	2	0	0	40	日本道路協会 自転車道等の設計基準解説 (昭和49年10月)	
	3	2	0	0	37	土木学会 舗装標準示方書 (平成27年3月)		4	2	0	0	41	土木学会 舗装標準示方書 (平成27年3月)	
	3	2	0	0	38	土木学会 コンクリート標準示方書(設計編) (平成25年3月)		4	2	0	0	42	土木学会 コンクリート標準示方書(設計編) (平成30年3月)	国土交通省に準じた改訂
	3	2	0	0	39	土木学会 コンクリート標準示方書(施工編) (平成25年3月)		4	2	0	0	43	土木学会 コンクリート標準示方書(施工編) (平成30年3月)	国土交通省に準じた改訂
	3	2	0	0	40	土木学会 コンクリートのポンプ施工指針 (平成12年2月)		4	2	0	0	44	土木学会 コンクリートのポンプ施工指針 (平成24年6月)	国土交通省に準じた改訂
	3	2	0	0	41	国土交通省 アルカリ骨材反応抑制対策について (平成14年7月)		4	2	0	0	45	国土交通省 アルカリ骨材反応抑制対策について (平成14年7月31日)	国土交通省に準じた改訂
								4	2	0	0	46	国土交通省 「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について (平成14年7月31日)	国土交通省に準じた改訂
	3	2	0	0	42	建設省 コンクリート中の塩化物総量規制について (昭和61年6月)		4	2	0	0	47	建設省 コンクリート中の塩化物総量規制について (昭和61年6月)	
	3	3	0	0	1	第3節 給水設備工		4	3	0	0	1	第3節 給水設備工	
	3	3	1	0	1	3-3-1 一般事項		4	3	1	0	1	4-3-1 一般事項	
	3	3	1	2	1	2. 受注者は、給水設備工の施工については、設計図書において特に定めのない事項については公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)第2編第2章配管工事及び第5編第2章第2節給排水衛生機器の規定による。		4	3	1	2	1	2. 受注者は、給水設備工の施工については、設計図書において特に定めのない事項については「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」(国土交通省、平成31年4月)第2編第2章配管工事及び第5編第2章第2節給排水衛生機器の規定による。	国土交通省に準じた改訂
	3	3	2	0	1	3-3-2 材 料		4	3	2	0	1	4-3-2 材 料	
	3	3	2	1	1	1. 給水設備工の材料は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。		4	3	2	1	1	1. 給水設備工の材料は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。	
	3	3	2	1	29	JIS K 6742 (水道用硬質塩化ビニル管)		4	3	2	1	29	JIS K 6742 (水道用硬質ポリ塩化ビニル管)	国土交通省に準じた改訂
	3	3	2	1	30	JIS K 6743 (水道用硬質塩化ビニル管継手)		4	3	2	1	30	JIS K 6743 (水道用硬質ポリ塩化ビニル管継手)	国土交通省に準じた改訂
	3	3	5	0	1	3-3-5 循環設備工		4	3	5	0	1	4-3-5 循環設備工	
	3	3	5	1	1	1. 受注者は、循環設備工の施工については、設計図書によらなければならない。なお、特に定めのない事項については、公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編、電気設備工事編)の規定による。		4	3	5	1	1	1. 受注者は、循環設備工の施工については、設計図書によらなければならない。なお、特に定めのない事項については、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」(国土交通省、平成28年3月)、及び「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」(国土交通省、平成28年3月)の規定による。	国土交通省に準じた改訂

大分県 公園緑地工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文(H29.10)							新条文(R4.10)							改定理由		
編	章	節	条	項	項以下 (編集節条 項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下 (編集節条 項目見出し)	新条文			
	3	3	7	0	1	3-3-7	消火栓工		4	3	7	0	1	4-3-7	消火栓工	
	3	3	7	1	1		1. 消火栓の施工については、設計図書によるものとする。なお、特に定めのない事項については、公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)第5編給排水衛生設備工事の規定による。		4	3	7	1	1		1. 消火栓の施工については、設計図書によるものとする。なお、特に定めのない事項については、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」(国土交通省、平成28年3月)第5編給排水衛生設備工事の規定による。	国土交通省に準じた改訂
	3	4	0	0	1	第4節	雨水排水設備工		4	4	0	0	1	第4節	雨水排水設備工	
	3	4	1	0	1	3-4-1	一般事項		4	4	1	0	1	4-4-1	一般事項	
	3	4	1	2	1		2. 受注者は、雨水排水設備工の施工にあたっては、「道路土工要綱 2-7排水施設の施工」(日本道路協会、平成21年6月)の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。		4	4	1	2	1		2. 受注者は、雨水排水設備工の施工にあたっては、「道路土工要綱」(日本道路協会、平成21年6月)2-7排水施設の施工の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	国土交通省に準じた改訂
									4	4	5	0	1	4-4-5	作業土工(床掘り・埋戻し)	国土交通省に準じた改訂
									4	4	5	0	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3 作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。	国土交通省に準じた改訂
	3	4	7	0	1	3-4-7	管渠工		4	4	7	0	1	4-4-7	管渠工	
	3	4	7	8	1		8. コルゲートパイプの布設については、以下の各号の規程によるものとする。		4	4	7	8	1		8. コルゲートパイプの布設については、以下の各号の規程によるものとする。	
	3	4	7	8	4		(3) 受注者は、プレキャストボックスカルバートの縦締め施工については、「道路土工-カルバート工指針7-2(2)敷設工」(日本道路協会、平成22年3月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。		4	4	7	8	4		(3) 受注者は、プレキャストボックスカルバートの縦締め施工については、「道路土工-カルバート工指針」(日本道路協会、平成22年3月)7-2(2)敷設工の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	国土交通省に準じた改訂
	3	5	0	0	1	第5節	汚水排水設備工		4	5	0	0	1	第5節	汚水排水設備工	
	3	5	2	0	1	材 料			4	5	2	0	1	材 料		
	3	5	2	1	1		1. 汚水排水設備工に使用する材料は次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。		4	5	2	1	1		1. 汚水排水設備工に使用する材料は次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。	
	3	5	2	1	2		JIS A 5361 (プレキャストコンクリート製品-種類、製品の呼び方及び表示の通則)		4	5	2	1	2		JIS A 5361 (プレキャストコンクリート製品-種類、製品の呼び方及び表示の通則)	
	3	5	2	1	3		JIS A 5364 (プレキャストコンクリート製品-材料及び製造方法の通則)		4	5	2	1	3		JIS A 5364 (プレキャストコンクリート製品-材料及び製造方法の通則)	
	3	5	2	1	4		JIS A 5365 (プレキャストコンクリート製品-検査方法通則)		4	5	2	1	4		JIS A 5365 (プレキャストコンクリート製品-検査方法通則)	
	3	5	2	1	5		JIS G 3470 (コルゲートセクション)		4	5	2	1	5		JIS G 3470 (コルゲートセクション)	
	3	5	2	1	6		JIS G 3471 (コルゲートパイプ)		4	5	2	1	6		JIS G 3471 (コルゲートパイプ)	
	3	5	2	1	7		JIS K 6739 (排水用硬質ポリ塩化ビニル管継手)		4	5	2	1	7		JIS K 6739 (排水用硬質ポリ塩化ビニル管継手)	
									4	5	2	1	8		JIS K 6741 (硬質ポリ塩化ビニル管)	国土交通省に準じた改訂
	3	5	2	1	8		JIS K 6743 (水道用硬質ポリ塩化ビニル管継手)		4	5	2	1	9		JIS K 6743 (水道用硬質ポリ塩化ビニル管継手)	
	3	5	2	1	9		JIS K 6777 (耐熱性硬質ポリ塩化ビニル管継手)		4	5	2	1	10		JIS K 6777 (耐熱性硬質ポリ塩化ビニル管継手)	
	3	5	2	1	10		JIS K 6741 (硬質ポリ塩化ビニル管)		4	5	2	1	11		JIS K 6741 (硬質ポリ塩化ビニル管)	
	3	5	2	1	11		JIS K 6776 (耐熱性硬質ポリ塩化ビニル管)		4	5	2	1	12		JIS K 6776 (耐熱性硬質ポリ塩化ビニル管)	
	3	5	2	1	12		JIS R 1201 (陶管)		4	5	2	1	13		JIS R 1201 (陶管)	
	3	5	2	1	13		JIS G 3459 (配管用ステンレス鋼管)		4	5	2	1	14		JIS G 3459 (配管用ステンレス鋼管)	
	3	5	2	1	14		JIS G 3448 (一般配管用ステンレス鋼管)		4	5	2	1	15		JIS G 3448 (一般配管用ステンレス鋼管)	
	3	5	2	1	15		JIS G 3452 (配管用炭素鋼管)		4	5	2	1	16		JIS G 3452 (配管用炭素鋼管)	
	3	5	2	1	16		JIS B 2312 (配管用鋼製突合せ溶接式管継手)		4	5	2	1	17		JIS B 2312 (配管用鋼製突合せ溶接式管継手)	
	3	5	2	1	17		JIS B 2313 (配管用鋼板製突合せ溶接式管継手)		4	5	2	1	18		JIS B 2313 (配管用鋼板製突合せ溶接式管継手)	
	3	5	2	1	18		JIS B 2301 (ねじ込み式可鍛鉄製管継手)		4	5	2	1	19		JIS B 2301 (ねじ込み式可鍛鉄製管継手)	

大分県 公園緑地工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文(H29.10)						新条文(R4.10)						改定理由			
編	章	節	条	項	項以下 編集節条 (項目見出し)	編	章	節	条	項	項以下 編集節条 (項目見出し)		新条文		
	3	12	1	2	1	2.							建築施設組立設置工の組立設置については、設計図書によらなければならない。なお、特に定めのない事項については、公共建築工事標準仕様書(建築工事編、機械設備工事編、電気設備工事編)の規定による。	国土交通省に準じた改訂	
	3	13	0	0	1	第13節		4	13	0	0	1	第13節	施設仕上げ工	
	3	13	2	0	1	3-13-2		4	13	2	0	1	4-13-2	材 料	
	3	13	2	1	1	1.		4	13	2	1	1	1.	施設仕上げ工の材料については、公共建築工事標準仕様書(建築工事編)10章石工事、11章タイル工事、15章左官工事、18章塗装工事の規定による。	国土交通省に準じた改訂
	3	13	3	0	1	3-13-3		4	13	3	0	1	4-13-3	塗装仕上げ工	
	3	13	3	1	1	1.		4	13	3	1	1	1.	素地ごしらえ、合成樹脂調合ペイント塗り、溶剤形ビニル系塗料塗り、オイルステインワニス塗り、塗材仕上げについては公共建築工事標準仕様書(建築工事編)18章塗装工事の規定による。	国土交通省に準じた改訂
	3	13	4	0	1	3-13-4		4	13	4	0	1	4-13-4	加工仕上げ工	
	3	13	4	1	1	1.		4	13	4	1	1	1.	石材加工仕上げ、コンクリート加工仕上げについては公共建築工事標準仕様書(建築工事編)10章石工事、15章左官工事の規定による。	国土交通省に準じた改訂
	3	13	5	0	1	3-13-5		4	13	5	0	1	4-13-5	左官仕上げ工	
	3	13	5	1	1	1.		4	13	5	1	1	1.	化粧目地切り、コンクリート仕上げ、モルタル仕上げ、タイル下地モルタル塗りについては、公共建築工事標準仕様書(建築工事編)15章左官工事の規定による。	国土交通省に準じた改訂
	3	13	6	0	1	3-13-6								タイル張り仕上げについては、公共建築工事標準仕様書(建築工事編)11章タイル工事の規定による。	国土交通省に準じた改訂
	4	0	0	0	1	第4章		5	0	0	0	1	第4章	グラウンド・コート整備	
	4	2	0	0	1	第2節		5	2	0	0	1	第2節	摘要すべき諸基準	
	4	2	0	0	2			5	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。	
	4	2	0	0	3			5	2	0	0	3		日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書(平成28年度版)(平成28年6月)	国土交通省に準じた改訂
	4	2	0	0	4			5	2	0	0	4		日本道路協会 道路土工要綱(平成21年6月)	
	4	2	0	0	5			5	2	0	0	5		日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説(平成4年12月)	
	4	2	0	0	6									日本道路協会 道路土工－施工指針(平成21年6月)	国土交通省に準じた改訂
	4	2	0	0	7			5	2	0	0	6		日本道路協会 道路土工－擁壁工指針(平成24年7月)	
	4	2	0	0	8			5	2	0	0	7		日本道路協会 道路土工－カルバート工指針(平成22年3月)	
	4	2	0	0	9			5	2	0	0	8		日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針(平成11年3月)	
	4	2	0	0	10			5	2	0	0	9		日本道路協会 舗装再生便覧(平成22年度版)(平成22年12月)	国土交通省に準じた改訂
	4	2	0	0	11			5	2	0	0	10		日本道路協会 舗装調査・試験法便覧(平成19年6月)	国土交通省に準じた改訂
	4	2	0	0	12			5	2	0	0	11		日本道路協会 舗装施工便覧(平成18年2月)	
	4	2	0	0	13			5	2	0	0	12		日本道路協会 アスファルト混合所便覧(平成8年度版)(平成8年10月)	国土交通省に準じた改訂
	4	2	0	0	14			5	2	0	0	13		日本道路協会 透水性舗装ガイドブック2007(平成19年3月)	

大分県 公園緑地工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文(H29.10)						新条文(R4.10)						改定理由
編	章	節	条	項	項以下 編集節条 (項目見出し)	編	章	節	条	項	項以下 編集節条 (項目見出し)	
4	2	0	0	15	土木学会 コンクリート標準示方書(設計編) (平成25年 3月)	5	2	0	0	14	土木学会 コンクリート標準示方書(設計編) (平成30年 3月)	国土交通省に準じた改訂
4	2	0	0	16	土木学会 コンクリート標準示方書(施工編) (平成25年 3月)	5	2	0	0	15	土木学会 コンクリート標準示方書(施工編) (平成30年 3月)	国土交通省に準じた改訂
4	2	0	0	17	土木学会 コンクリートのポンプ施工指針 (平成24年 6月)	5	2	0	0	16	土木学会 コンクリートのポンプ施工指針 (平成24年 6月)	
4	2	0	0	18	国土交通省 アルカリ骨材反応抑制対策について (平成14年 7月)	5	2	0	0	17	国土交通省 アルカリ骨材反応抑制対策について (平成14年 7月)	
						5	2	0	0	18	国土交通省 「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について (平成14年7月31日)	国土交通省に準じた改訂
4	2	0	0	19	建設省 コンクリート中の塩化物総量規制について (昭和61年 6月)	5	2	0	0	19	建設省 コンクリート中の塩化物総量規制について (昭和61年 6月)	
4	2	0	0	20	全日本建設技術協会 土木構造物標準設計 第2巻 (平成12年 9月)	5	2	0	0	20	全日本建設技術協会 土木構造物標準設計 第2巻 (平成12年 9月)	
4	2	0	0	21	日本体育施設協会 屋外体育施設の建設指針 平成17年改訂版 (平成17年)	5	2	0	0	21	日本体育施設協会 屋外体育施設の建設指針 平成29年改訂版 (平成29年5月)	国土交通省に準じた改訂
4	2	0	0	22	日本テニス協会 テニスコートの建設マニュアル (平成 7年)	5	2	0	0	22	日本テニス協会 テニスコートの建設マニュアル (平成 7年11月)	国土交通省に準じた改訂
4	2	0	0	23	日本体育施設協会 グラウンド・コート舗装施工指針 第2版 (平成26年 1月)	5	2	0	0	23	日本体育施設協会 グラウンド・コート舗装施工指針 第2版 (平成26年 1月)	
4	3	0	0	1	第3節 グラウンド・コート舗装工	5	3	0	0	1	第3節 グラウンド・コート舗装工	
4	3	2	0	1	4-3-2 材料	5	3	2	0	1	4-3-2 材料	
						5	3	7	0	1	7. クレー舗装の混合材については、設計図書によるものとする。または、砂、石灰岩ダスト、特殊針葉樹皮改良材とし、不純物を含まない均質なものとする。	国土交通省に準じた改訂
4	3	7	0	1	7. 受注者は、以下の材料の試料及び試験結果について、施工前に監督員の承諾を得なければならない。ただし、実績がある場合で、設計図書に示す基準を満足することが明らかであり、監督員が承諾した場合は、受注者は、試料及び試験結果の提出を省略することができるものとする。	5	3	8	0	1	8. 受注者は、以下の材料の試料及び試験結果について、施工前に監督員の承諾を得なければならない。ただし、実績がある場合で、設計図書に示す基準を満足することが明らかであり、監督員が承諾した場合は、受注者は、試料及び試験結果の提出を省略することができるものとする。	
4	3	8	0	1	8. 受注者は、施工前に使用する以下の材料について、品質を証明する資料を作成し、監督員に承諾を得なければならない。	5	3	9	0	1	9. 受注者は、施工前に使用する以下の材料について、品質を証明する資料を作成し、監督員に承諾を得なければならない。	
4	3	9	0	1	9. 受注者は、グラウンド・コート舗装工に使用する材料のうち、試験が伴う材料については、舗装試験法便覧の規定によるものとし、試験を実施しなければならない。ただし、小規模工事については、実績や定期試験で得られている基準密度の試験結果を提出し、監督員が承諾した場合には基準密度の試験を省略することができるものとする。	5	3	10	0	1	10. 受注者は、グラウンド・コート舗装工に使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成31年3月)の規定によるものとし、試験を実施しなければならない。ただし、小規模工事については、実績や定期試験で得られている基準密度の試験結果を提出し、監督員が承諾した場合には基準密度の試験を省略することができるものとする。	国土交通省に準じた改訂
4	3	10	0	1	10. グラウンド・コート舗装工において、使用する全天候型表層材の物性値については、以下の表によるものとする。	5	3	11	0	1	11. グラウンド・コート舗装工において、使用する全天候型表層材の物性値については、以下の表によるものとする。	
4	4	0	0	1	第4節 スタンド整備工	5	4	0	0	1	第4節 スタンド整備工	
4	4	3	0	1	4-4-3 スタンド擁壁工	5	4	3	0	1	4-4-3 スタンド擁壁工	
4	4	3	1	1	1. 受注者は、スタンド擁壁工の施工にあたっては、「道路土工－擁壁工指針2-5・3-4施工一般」(日本道路協会、平成24年7月)及び「土木構造物 標準設計第2巻解説書4.3施工上の注意事項」(全日本建設技術協会、平成12年9月)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	5	4	3	1	1	1. 受注者は、スタンド擁壁工の施工にあたっては、「道路土工－擁壁工指針」(日本道路協会、平成24年7月)5-11 施工一般及び「土木構造物標準設計第2巻－擁壁工－」(全日本建設技術協会、平成12年9月)4.3 施工上の注意事項の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	国土交通省に準じた改訂

大分県 公園緑地工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文 (H29.10)						新条文 (R4.10)						改定理由		
編	章	節	条	項	項以下 編集節条 (項目見出し)	編	章	節	条	項	項以下 編集節条 (項目見出し)		新条文	
5	0	0	0	1	第5章	自然育成	6	0	0	0	1	第5章	自然育成	
5	3	0	0	1	第3節	自然育成施設工	6	3	0	0	1	第3節	自然育成施設工	
5	3	1	0	1	5-3-1	一般事項	6	3	1	0	1	5-3-1	一般事項	
5	3	1	1	1		1. 本節は、自然育成施設工として自然育成盛土工、自然水路工、水田工、ガレ山工、粗朶山工、カントリーヘッジ工、石積土堰堤工、しがらみ柵工、自然育成型護岸工、保護柵工、解説板工、自然育成施設修繕工、作業土工、自然育成型護岸基礎工、沈床工、捨石工、かご工、元付工、牛・粹工、杭出し水制工、その他これらに類する工種について定める。	6	3	1	1	1	1.	本節は、自然育成施設工として自然育成盛土工、自然水路工、水田工、ガレ山工、粗朶山工、カントリーヘッジ工、石積土堰堤工、しがらみ柵工、自然育成型護岸工、保護柵工、解説板工、自然育成施設修繕工、作業土工、自然育成型護岸基礎工、沈床工、捨石工、かご工、元付工、その他これらに類する工種について定める。	国土交通省に準じた改訂
5	3	21	0	1	5-3-21	牛・粹工								国土交通省に準じた改訂
5	3	21	1	1		1. 受注者は、水制工の施工については、予期しない障害となる工作物等が現れた場合には、設計図書に関して監督員と協議し、これを処理しなければならない。								国土交通省に準じた改訂
5	3	21	2	1		2. 受注者は、水制工の施工にあたっては、河床変動を抑制する水制群中の各水制の設置方法及び順序を選定し、施工計画書に記載しなければならない。なお、設計図書において設置方法及び順序を指定した場合に係る河床変動に対する処置については、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。								国土交通省に準じた改訂
5	3	21	3	1		3. 牛・粹工の施工については、第6編1-10-7牛・粹工の規定による。								国土交通省に準じた改訂
5	3	22	0	1	5-3-22	杭出し水制工								国土交通省に準じた改訂
						杭出し水制工の施工については、第6編1-10-8杭出し水制工の規定による。								国土交通省に準じた改訂
5	4	5	0	1	5-4-5	林地育成工	5	4	5	0	1	6-4-5	林地育成工	国土交通省に準じた改訂
5	4	5	1	1		1. 受注者は、林地育成工の施工については、残置する樹木及び周辺樹木を損傷しないよう十分注意しなければならない。	5	4	5	1	1	1.	林地育成工は、主に既存樹林地における樹木及び周辺樹木について施工するものである。	国土交通省に準じた改訂
5	4	5	2	1		2. 受注者は、間伐(択伐)及び皆伐の施工については、伐採の時期が設計図書により難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	5	4	5	2	1	2.	受注者は、林地育成工の高木伐採及び伐根の施工については、残置する樹木及び周辺樹木を損傷しないよう十分注意しなければならない。	国土交通省に準じた改訂
5	4	5	3	1		3. 受注者は、除伐の施工については、設計図書によるものとし、対象となる樹木を根元より伐採しなければならない。	5	4	5	3	1	3.	高木伐採、抜根、掘取り穴埋戻しの施工については、1-10-4 樹木伐採・抜根工の規定による。	国土交通省に準じた改訂
5	4	5	4	1		4. 受注者は、切り株保護の施工については、萌芽枝を傷めないように切株の周囲に生えている草やつるの除去を手刈りで行わなければならない。	5	4	5	4	1	4.	竹類伐採、竹林伐採、竹林地下茎駆除、竹地下茎除去の施工については、設計図書によるものとし、それ以外は以下の各号の規定による。これにより難しい場合は、監督員と協議しなければならない。	国土交通省に準じた改訂
5	4	5	5	1		5. 受注者は、株立整理の施工については、一株あたり数本の丈夫な新枝を残し、株の整理をしなければならない。	5	4	5	5	1	(1)	竹伐採は、竹(枯竹を含む)の伐採作業、枝はらい及び切り揃え作業を含むものとする。	国土交通省に準じた改訂
5	4	5	6	1		6. 受注者は、既存樹木の生育障害や景観上支障となるつる性植物のつる切りの施工については、つるを根元より切取らなければならない。	5	4	5	6	1	(2)	竹を切る位置は必ず節止めとしなければならない。	国土交通省に準じた改訂
5	4	5	7	1		7. 受注者は、下刈りの施工については、設計図書によるものとし、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	5	4	5	7	1	(3)	薬剤を使用して竹林地下茎駆除を行う場合は、薬剤の種類、使用量は設計図書によらなければならない。	国土交通省に準じた改訂
5	4	5	8	1		8. 受注者は、落葉かき及び林床整理の施工については、設計図書によらなければならない。	5	4	5	8	1	5.	受注者は、除伐の施工については、設計図書によるものとし、対象となる樹木を根元より伐採しなければならない。	国土交通省に準じた改訂
5	4	5	9	1		9. 受注者は、殺菌搬処理については、樹木の主枝を切断のうえ、運搬可能な形状に揃え、建設発生木材として処分しなければならない。また、建設発生木材を再利用する場合の処分方法については、設計図書によるものとし、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	5	4	5	9	1	6.	受注者は、既存樹木の生育障害や景観上支障となるつる性植物のつる切りの施工については、つるを根元より切取らなければならない。	国土交通省に準じた改訂
												7.	受注者は、倒木処理の施工については、倒木等について、必要に応じて樹幹から枝条を切り払った後、適当な長さに玉切りし、建設発生木材として処分しなければならない。また、搬出する場合には、1-10-4 樹木伐採・抜根工の規定による。	国土交通省に準じた改訂
												8.	受注者は、切り株保護の施工については、萌芽枝を傷めないように切株の周囲に生えている草やつるの除去を手刈りで行わなければならない。	国土交通省に準じた改訂

